

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 市場を通じたクロス取引なら税務上問題なし

Q : 株式譲渡損益に係る課税方法が申告分離課税に一本化される前に、今持っている株式を売却し、同時に同一株式を同一株数買い戻そうと考えています。

こうしたクロス取引については、税務上問題がありますか。

A : 公開市場を通じて行われた公正なものであれば、税務上問題ありません。

【解説】

平成13年4月1日以降の個人の株式売却に係る譲渡損益については源泉分離課税が廃止され、申告分離課税に一本化されます。

そこで、税負担が軽い源泉分離課税が適用できるうちに、現在保有している株式を売却し、同時に同一株式を同一株数買い戻すといういわゆるクロス取引を行うことによって、取得価額を引き上げておくことを検討されている方もいるようです。

こうしたクロス取引についても、あくまで市場を通じて売買を行っている限り、税務上も正当な取引と認められるようです。

なお、市場を通じた取引であるかどうかは、証券会社に対し株式の売買委託があったか、また実際に売買手数料の支払いがあったか等の事実に基づいて認定が行われることになるでしょう。

